

令和 8 年 1 0 月 2 8 日

注文住宅の建築請負に係る役務の提供事業者 4 社に対する
景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、注文住宅の建築請負に係る役務の提供事業者 4 社（以下「4 社」といいます。）に対し、4 社がそれぞれ飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」といいます。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務の取引に係る表示について、それぞれ、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添 1 から別添 4 まで参照）を発出しました。

1 違反行為者（4 社）の概要

番号	名称 (法人番号) 代表者	所在地	設立年月	資本金※
1	住宅情報館株式会社（以下「住宅情報館」という。） (3021001014538) 代表取締役 黒瀬 雄治	相模原市中央区 富士見二丁目 8 番 8 号	平成 5 年 1 0 月	1 億円
2	一建設株式会社（以下「一建設」という。） (5011601000515) 代表取締役 堀口 忠美	東京都練馬区石 神井町二丁目 2 6 番 1 1 号	昭和 4 2 年 2 月	3 2 億 9 8 5 0 万 円
3	株式会社飯田産業（以下「飯田産業」という。） (1012401010815) 代表取締役 築地 重彦	東京都武蔵野市 境二丁目 2 番 2 号	昭和 5 2 年 7 月	2 0 億円
4	株式会社アーネストワン（以下「アーネストワン」という。） (2012701004557) 代表取締役 松林 重行	東京都西東京市 北原町三丁目 2 番 2 2 号	昭和 5 6 年 5 月	4 2 億 6 9 6 9 万 4 0 0 0 円

※ いずれも令和 8 年 1 0 月現在

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る役務

注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

(7) 住宅情報館

別表 1－1「配布地域」欄記載の地域で配布された「土地と間取りが簡単に見つかる家づくり相談会」と題するポスティングチラシ（以下「ポスティングチラシ①」という。）及び「非公開土地情報から探せるとち探注文住宅」と題するポスティングチラシ（以下「ポスティングチラシ②」という。）

(4) 一建設、飯田産業及びアーネストワン

別表 1－2「表示媒体」欄記載の表示媒体

イ 課徴金対象行為をした期間

別表 1－1 及び 別表 1－2「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間

ウ 表示内容

(7) 住宅情報館（表示例：別紙 1－1 及び 別紙 1－2）

住宅情報館は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和 4 年 2 月 18 日から同年 3 月 3 日までの間、ポスティングチラシ①において、「飯田グループの注文住宅は 3 項目で顧客満足度 No. 1」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1

日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表 2－1「配布期間」欄記載の期間に、同表「配布地域」欄記載の地域で配布された同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、住宅情報館を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の 3 項目（以下「本件 3 項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を

対象にそれぞれ調査した結果において、住宅情報館を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(イ) 一建設 (別紙2)

一建設は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年8月16日から同年9月13日までの間、自社ウェブサイト（以下「一建設ウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠達成!」、「No.1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No.1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(ロ) 飯田産業 (別紙3)

飯田産業は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年9月15日に、自社ウェブサイト（以下「飯田産業ウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成いたしました!」、「No.1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No.1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(ハ) アーネストワン (別紙4-1及び別紙4-2)

アーネストワンは、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年6月7日及び同年9月15日に、自社ウェブサイト（以下「アーネストワンウェブサイト」という。）において、「飯田グループは皆様に支えられて3つのN

○. 1 を獲得しました。」「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」「信頼の3冠獲得 第1位」及び「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表2-2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおりに表示することにより、あたかも、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する本件3項目について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの各表示について、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、4社を含む飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記ウの各表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

(3) 課徴金対象期間

別表1-1及び別表1-2「課徴金対象期間」欄記載の期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

4社は、いずれも、本件役務について、前記(2)ウの表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

4社は、それぞれ、令和9年5月31日までに、別表1－1又は別表1－
2「課徴金額」欄記載の金額を支払わなければならない。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：03（3507）9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

別表 1 - 1

事業者名	配布地域	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
住宅情報館	千葉県（千葉市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市及び八千代市）	令和4年2月18日から同年3月26日までの間	令和4年2月18日から同年9月26日までの間	55億6790万8615円	1億6703万円
	群馬県（前橋市及び高崎市） 埼玉県（さいたま市、川越市、春日部市、上尾市、越谷市、朝霞市、新座市及び久喜市） 東京都（清瀬市）	令和4年3月14日から同月26日までの間	令和4年3月14日から同年9月26日までの間		

別表 1－2

事業者名	表示媒体	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
一建設	一建設ウェブサイト	令和5年6月7日から同年9月13日までの間	令和5年6月7日から令和6年3月13日までの間	41億4636万9796円	1億2439万円
飯田産業	飯田産業ウェブサイト	令和5年6月7日から同年9月15日までの間	令和5年6月7日から令和6年3月14日までの間	12億3064万7124円	3691万円
アーネストワン	アーネストワンウェブサイト及びアーネストワンが運営するウェブサイト (https://cradlepalette.jp/)	令和5年6月7日から同年9月20日までの間	令和5年6月7日から令和6年3月19日までの間	37億6114万7117円	1億1283万円

別表 2-2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和 5 年 6 月 7 日 及び 同年 9 月 1 5 日	アーネストワンウェブサイト	・「飯田グループは皆様に支えられて 3 つの No. 1 を獲得しました。」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 ・「信頼の 3 冠獲得 第 1 位」 ・「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別紙 4-1)
令和 5 年 6 月 7 日 及び 同年 8 月 9 日から 同年 9 月 20 日 までの間	アーネストワンが運営するウェブサイト (https://cradlepalette.jp/)	・「飯田グループは皆様に選ばれて 3 冠を達成致しました」 ・「信頼の 3 冠獲得 第 1 位」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別紙 4-2)

土地なし・予算なしでも
建てられる

飯田グループの注文住宅は
3項目で顧客満足度
No.1

No.1
日本トレンドリサーチ
土地情報が必要な
注文住宅会社

No.1
日本トレンドリサーチ
顧客満足度の高い
注文住宅会社

No.1
日本トレンドリサーチ
価格満足度の高い
注文住宅会社

調査方法：インターネット調査／調査概要：2022年1月サイトのイメージ調査／調査提供日本トレンドリサーチ

土地と間取りが簡単に見つかる

家づくり相談会

2/26(土)27(日)
3/5(土)6(日)

OPEN

1つでも当てはまる方はお越しください!

- ✓ 土地を持っていない
- ✓ 家づくりを考えはじめたばかりだ
- ✓ 他社と比較してみたい
- ✓ どのくらいの間取りがよいかわからない
- ✓ 家賃並みで家建てたい
- ✓ 展示場に行ったが相手にされなかった

来場予約特典

QUOカードPay
2,000円分
プレゼント



こちらのチラシをご持参ください

WEB予約は
コチラから

お気軽に
ご予約
ください!



電話での予約はコチラ

ホームトレードセンター 津田沼営業所

津田沼営業所

047-774-8883

住宅情報館 船橋店

船橋店

047-406-7771

戸建販売
No.1

土地・建物どちらも強い 飯田グループだからできる提案

日本
最大

理想の間取りが見つかる

間取り事例
10,000件超の
データベース



日本
最大

理想の土地が見つかる

46,000棟/年の
飯田グループが保有する
非公開土地情報

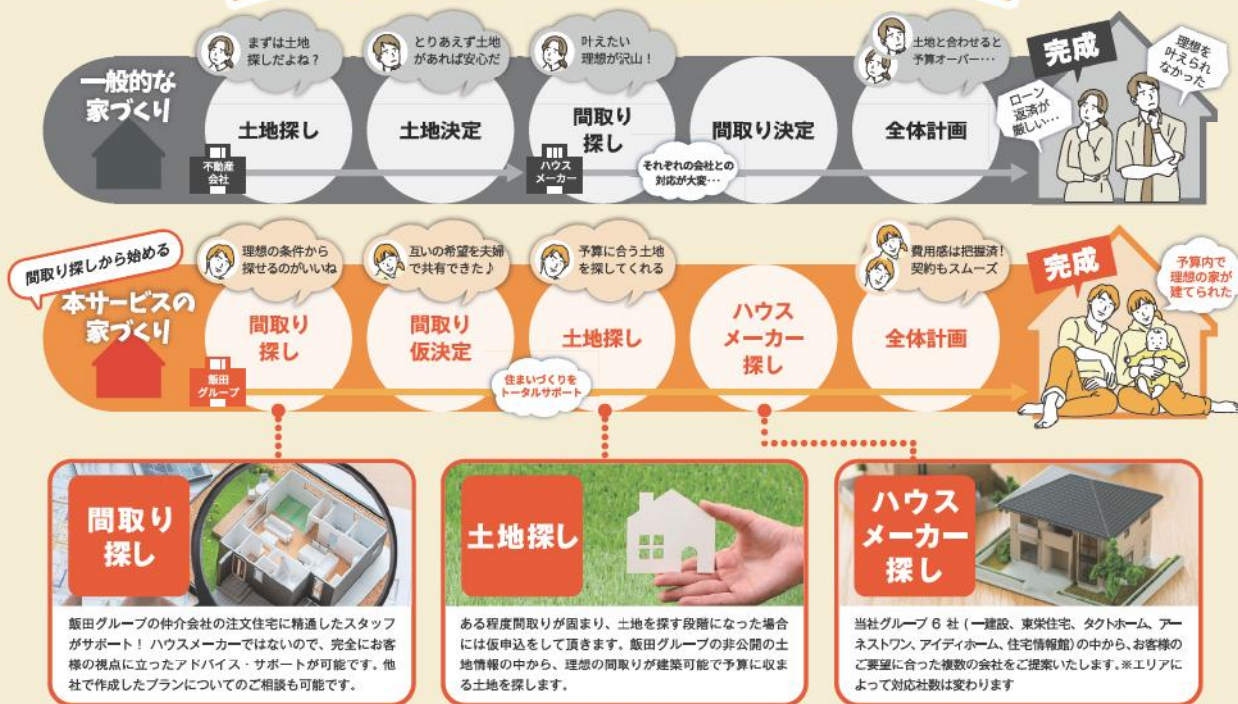


理想の会社が見つかる

当社グループ6社
の中からご要望に合った
複数の会社をご提案



一般的な家づくりと進め方が違う!



飯田グループホールディングス
ホームトレードセンター
ホームトレードセンター 国土交通大臣 (3) 8044

津田沼営業所店
千葉県船橋市前原西 2-33-9
047-774-8883



飯田グループホールディングス
住宅情報館
住宅情報館 国土交通大臣 (4) 8183

船橋店
千葉県船橋市夏見台3丁目8-1
047-406-7771

WEB
予約は
こちら



日本最大級の住宅供給会社の

分譲用仕入れのため
今まで紹介できなかった

非公開 土地情報から探せる

業界初!!
常識破りの新サービス

とち探注文住宅

飯田グループの注文住宅は
3項目で顧客満足度
No.1

No.1
土地情報提供
住宅情報提供

No.1
価格競争力
土地情報提供

No.1
顧客満足度
住宅情報提供

調査方法：インターネット調査/調査期間：2022年1月 サイトのイメージ調査/調査提供日本トレンドリサーチ

OPEN

はじめての家づくり
相談会開催

3/19(土)20(日)21(月)26(土)27(日)

1つでも当てはまる方はお越しください!

- ✓ 土地を持っていない
- ✓ 家づくりを考えはじめたばかりだ
- ✓ 他社と比較してみたい
- ✓ どのくらいの間取りがよいかわからない
- ✓ 家賃並みで家を建てたい
- ✓ 展示場に行ったが相手にされなかった

来場予約特典

QUOカードPay
2,000円
プレゼント



こちらのチラシをご持参ください



テレビで紹介された様子も下記 QR
飛び先ページでご紹介中!
**WEB予約は
コチラから**

お気軽に
ご予約
ください!



電話での予約はコチラ



①カメラアプリを起動してQRコードを読み込み③画面に出てきたURLをタッチするとサイトに飛びます

戸建販売
No.1

土地・建物どちらも強い 飯田グループだからできる提案

日本
最大級

理想の間取りが見つかる

間取り事例
10,000件超の
データベース



日本
最大級

理想の土地が見つかる

46,000棟/年の
飯田グループが保有する
非公開土地情報



坪単価
30万円
台～

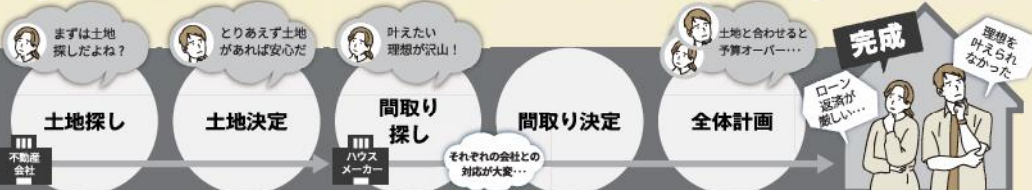
理想の会社が見つかる

当社グループ7社
の中からご要望に合った
複数の会社をご提案

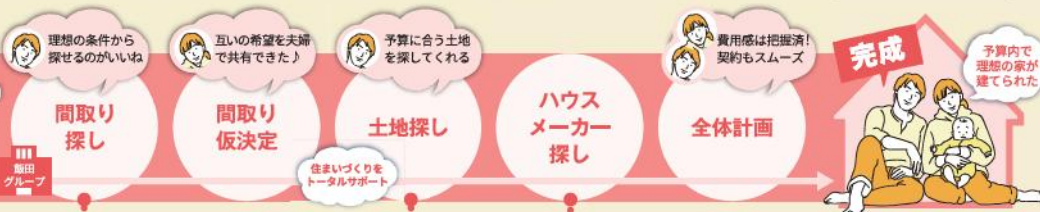


一般的な家づくりと進め方が違う!

一般的な
家づくり



間取り探しから始める
本サービスの
家づくり



間取り
探し

飯田グループの仲介会社の注文住宅に精通したスタッフがサポート! ハウスメーカーではないので、完全にお客様の視点に立ったアドバイス・サポートが可能です。他社で作成したプランについてのご相談も可能です。

土地探し

ある程度間取りが固まり、土地を探す段階になった場合には建物先行申込をして頂きます。飯田グループの非公開の土地情報の中から、理想の間取りが建築可能で予算に収まる土地を探します。

ハウス
メーカー
探し

当社グループ7社(一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン、アイディホーム、住宅情報館、ユニバーサルホーム)の中から、お客様の要望に合った複数の会社をご提案いたします。※エリアによって対応社数は変わります



飯田グループホールディングス
ホームトレードセンター

ホームトレードセンター 飯田交通大宮 (A) 8044

大宮営業所
埼玉県さいたま市大宮区上小町
516番地1
048-650-7488



飯田グループホールディングス
住宅情報館

住宅情報館 飯田交通大宮 (A) 6183

大宮店
埼玉県さいたま市見沼区大字南
中央 263-1
048-682-1717

WEB
予約は
こちら



土地探索
サポート

強み 土地探しに強い理由 Q&A お申込みの流れ

来場予約

資料請求

お申込み

土地探しの新常識

飯田グループホールディングス
一建設株式会社

あなたのライフスタイルに合わせた土地・物件情報や未公開情報をいち早くゲットし、ご自宅からお手軽に土地探しをしてみませんか？年間4万棟以上を販売する飯田グループの一建設だからこそ叶う、ワンストップサービスの「土地探しの新常識」をご紹介します。

飯田グループは皆様に選ばれて **3冠達成！**

調査方法：インターネット調査 / 調査概要：2022年1月 サイトのイメージ調査 / 調査提供：日本トレンドリサーチ

飯田グループの一建設が
土地探しで叶える3つのこと**1** 飯田グループの全国未公開物件を
最優先でご紹介

飯田グループでは土地仕入れの段階で、お客様に未公開物件の情報を特別にお届けいたします。通常販売が開始される前に最新情報をより早く知ることができます。



2 全国15,000社の協力不動産会社 からの土地情報を提供可能に

一建設では、お客様がお探しの土地条件を協力不動産会社に一斉通知する独自のシステムがあります。ご希望条件に当てはまる多くの土地情報をご提供いたします。



3 土地探しツールが 無料で使い放題

土地探し支援ツール「ランディ」では、ご自宅のパソコンやスマートフォンからお気軽に土地をお探しいただけます。大手ポータルサイトや大手不動産会社ホームページの土地情報から一括検索が可能に。

土地情報が豊富な注文住宅会社

日本トレンド
リサーチ
No.1

MOVIE
土地探しにおける
3つの強み

土地探索サポートのサービス内容について
動画で簡単にご紹介しています。

▶ 動画の続きを見る

簡単**60**秒
ご登録フォーム

資料請求

お申込みの流れ



土地探しの 新常識が変わる！

土地探しに強い理由

POINT 01

飯田グループの未公開物件をご紹介します



年間販売棟数
40,000棟

MOVIE

未公開情報の お知らせサービス

未公開情報の中から お客様のご希望に合う土地を
仕入れの直後にお知らせいたします。



動画の続きを見る

POINT 02

協力不動産会社との提携サービス



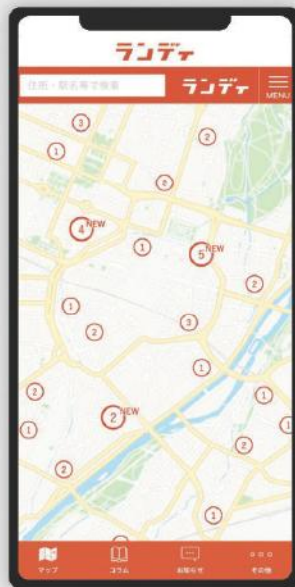
協力不動産会社の土地・物件情報をご紹介します。

A movie thumbnail with a dark background filled with various icons. A yellow box on the left contains a building icon and the text '全国 9,545 社'. To the right, the text 'MOVIE 協力不動産会社からの情報提供サービス' is displayed. Below this, a smaller text block reads: '多くの不動産会社から悩む必要はありません。お客様のご希望にあった情報をまとめてお届け。' At the bottom right, a red button with a play icon and the text '動画の続きを見る' is shown.

POINT 03

一括土地探しツール

様々なポータルサイトと協力不動産会社ホームページの売り土地情報を
一括で検索可能な土地探し支援ツール



ランディの4つのメリット



大手不動産ポータルサイトの
情報を入力！



大手不動産仲介サイトの
情報を入力！



お客様の自宅でも
土地探しが可能に！



おすすめ物件や
値下がり情報を配信！

土地探索サポート



MOVIE

土地探しツール
ランディ

ランディで、いつでもどこでも土地探し。
お客様に必要な最新情報もチェックできます。

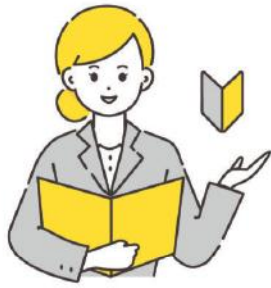


動画の続きを見る

簡単**60**秒
ご登録フォーム

資料請求

お申込みの流れ



土地探しの 新常識に関する

Q & A

Q 01 希望の土地が見つからなかったらどうなりますか？



A 01 半年間経過してご希望に合う土地が見つからなかった場合、サービスは終了しますが、ご希望であれば延長も可能です。

Q 02 費用はかかりますか？



A 02 無料でポイント1～3の全てのサポートが受けられます。

Q 03 あとから費用が必要になる事がありますか？



A 03 土地探索サポートで追加費用が発生する事はありません。

Q 04 お申込みの手続きはどうすればいいですか？



A 04 最寄りの営業所よりお手続きのご説明を致しますので資料請求フォームよりお問い合わせ下さい。

Q 05 サポートの期限はありますか？このツールはいつまで使えますか？



A 05 半年間を期限としておりますが、更新も可能です。更新に際して追加の費用は掛かりません。

Q 06 申し込み後、自分で土地を見つけたらどうなりますか？



A 06 サービスは終了となります。

資料請求フォーム

ご希望の資料 必須

☒ 郵送 ※下記フォームにご住所の入力をお願い致します。

氏名 必須

はじめ 太郎

フリガナ 任意

ハジメ タロウ

メールアドレス 必須

taro.hajime@tochi-tansaku.com

郵便番号 必須

000

—

0000

都道府県 必須

選択してください

ご住所 必須

※郵送資料をご希望の方は下記フォームにご住所の入力をお願い致します。

番地 マンション・アパート名など

電話番号 必須

000

—

000

—

000

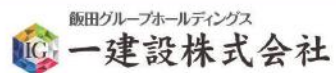
その他ご要望 任意

個人情報の取り扱い 必須

☐ 同意する

「個人情報の取り扱いについて」に同意の上、送信してください。

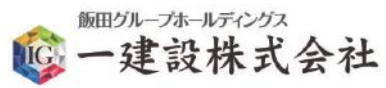
上記の内容を確認する



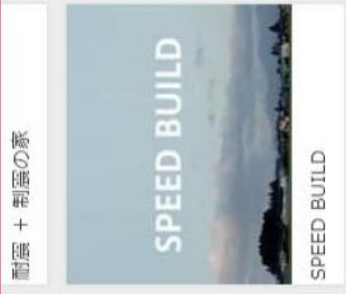
年間1万以上の家を供給し続ける一建設の公式サイト

はじめのまじめな注文住宅

フリープラン設計とローコストで実現する一建設の注文住宅



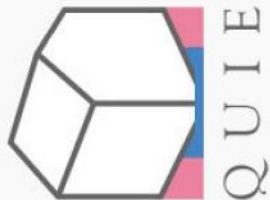
Copyright © 2021 HAJIME LAND Co.,Ltd. all rights reserved.

ホーム	家づくりへの想い	戸建情報 CRADLE GARDEN	注文住宅情報 CRADLE PALETTE	マンション情報 SUNCRADLE	クレイドルキャビン CRADLE CABIN
 現場管理へのこだわり	 標準設備と仕様	在来工法は強い？  サンクレイドルマンション	 工場と機能分業	 耐震 + 耐震の家	 SPEED BUILD SPEED BUILD
 クレイドル・ガーデン	 飯田グループは皆様に支えられて 3つのNo.1を達成しました。 信頼の3冠獲得 第1位 土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社 調査方法：インターネット調査 調査期間：2022年11月 サイトのイメージ調査 調査提供：日本トレンドリサーチ	 鉄筋の性能	 リサイクル事業	 地盤調査	
 どうやって建てる？		 物件を探す	こどもエコすまい 支援事業者 弊社は「こどもエコすまい支援事業」の 支援事業者として2022年12月16日に 事業者登録済みです。 「支援事業者」とは、消費者に代わり 交付申請や完了報告の手続きを行い、 交付を受けた補助金を消費者に還元する者として、 予め事務局に登録された事業者となります。		
					

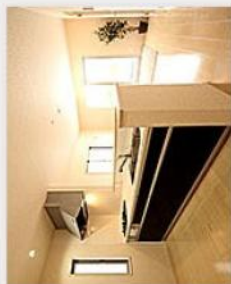
大切なコンクリート品質

木造住宅の基本の「き」

SAFE365で
地震の揺れを吸収する家
クワイエ

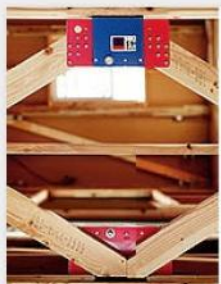


災害時宿泊ユニット
クレイドルキャビン



間取りと内装イメージ

質と、実。
Quality × Rationality
家づくりへの想い



SAFE365



家がでさるまで[動画]



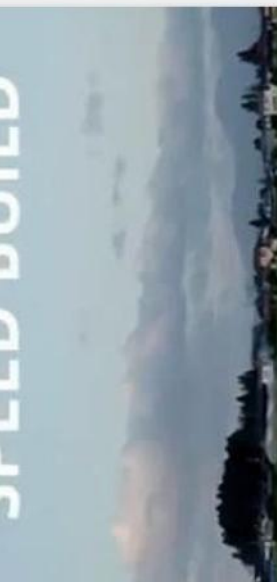
工場と機能分業



在来工法は強い？



現場管理へのこだわり



どんな会社？



間取りと内装イメージ



間取りと内装イメージ



鉄筋の性能



※住宅性能表示制度の認定・劣化の軽減・維持管理更新への促進・空
家対策の4分枠で、最高等級を取得。





地盤調査

※2022年4月1日以降に当社グループが売主として販売契約した新築分譲戸建が対象です。
※分譲戸建住宅には、注文住宅など譲渡によるもの及び海外物件、仲介物件は含まれません。
※2022年4月1日時点で施行されている法律・制度に基づいており、法改正等により変更となる場合があります。



すまいーだPLUS



大切なコンクリート品質



SAFE365



注文住宅 CRADLE PALETTE



物件を探す

ずっと固定金利の安心
【フラット35】

※住宅金融支援機構「フラット35」のWEBサイト

金利引下げ制度

こどもエコすまい
支援事業者

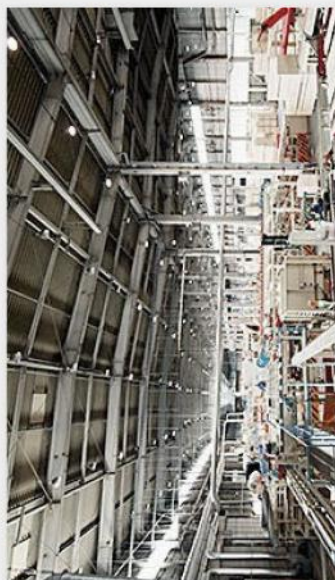
こどもエコすまい支援事業者



在来工法は強い？



耐震 + 制震の家



質と、実。
Quality × Rationality

飯田グループホールディングス
株式会社アーネストワン



プライバシーポリシー
特定個人情報等保護方針

アーネストワン「規格注文住宅」ご契約者様へ!

規格・再利用プラン特典のお知らせ!!

**50万円(税込)の
住宅購入支援金プレゼント!**

【特典】

住宅購入支援金として50万円(税込)をプレゼントします。
※特典は現金から当該住宅購入支援金50万円(税込)を減額します。

【対象の契約条件】

当社規格プラン・再利用プランでの規格契約及び施工を条件とします。
※当社規格プラン・再利用プランは全て新築等級3になります。
※竣工までに規格プラン・再利用プランから変更した場合は、本特典は無効となります。
※その他のサービス・割引等の併用は出来ません。

【問い合わせ先(営業所)】 戸建事業部 (住宅の価値)

数ヶ月前 Tel.024-991-5630 住宅営業部 Tel.022-771-6000 本社 Tel.042-461-6229 札幌営業所 Tel.047-302-1075 福岡営業所 Tel.042-730-3501
静岡営業所 Tel.054-205-0051 大田営業所 Tel.048-657-4300 名古屋営業所 Tel.052-919-0250 京都営業所 Tel.075-605-4725 大阪営業所 Tel.06-6999-5286
福岡営業所 Tel.079-287-3395 福岡営業所 Tel.092-477-8500 熊本営業所 Tel.096-241-7080 沖縄営業所 Tel.098-931-0305

YouTube すまいだTV



ユスバが新しい家の様子を撮る! 【新築スキャン】
家を撮ろう! #1 新築スキャン



輸入住宅メーカーのイメージを撮る! 【新築スキャン】
家を撮ろう! #2 プレカスト工場の様子

Top Characteristic Land Information Plan Introduction VR Model house Voice Flow to Completion Introducer benefits Rental Housing RIZUMU After Service Loan Simulation

飯田グループは皆様に選ばれて
3冠を達成致しました

信頼の3冠獲得
第1位

No.1 日本トレンドリサーチ
土地価格が安い優良住宅会社
(回答者数 1,100)

No.1 日本トレンドリサーチ
新築住宅の満足度
(回答者数 1,099)

No.1 日本トレンドリサーチ
新築住宅の価格満足度
(回答者数 1,042)

■実施内容: 全国の男女 ■調査方法: インターネット調査 ■調査年度: 2022年11月1日のイメージ調査 ■調査提供: 日本トレンドリサーチ

Characteristic

特長



[Click](#)

Land Information

土地情報



[Click](#)

Plan Introduction

プラン紹介



[Click](#)

限定サイト
建築価格シミュレーション
&
注文住宅価格表

[限定サイトを見る ▶](#)



VR
Model house

VR モデルハウス

[Click](#)

Voice

お客様の声

Flow to Completion

検討から完成まで

Introducer benefits

ご紹介者様特典



[Click](#)

Cradle FERIO & Share-house

クレイドルフェリオ&シェアハウス



[Click](#)

RIZUMU

離れシリーズ「リズム」



[Click](#)

After Service

アフターサービス



[Click](#)

Loan Simulation

ローンシミュレーション



[Click](#)



[Click](#)



[Click](#)

[資料請求／お問い合わせ](#)

[Top](#)

[Characteristic](#)

[Land
Information](#)

[Plan
Introduction](#)

[VR
Model house](#)

[Voice](#)

[Flow to
Completion](#)

[Introducer
benefits](#)

[Rental
Housing](#)

[RIZUMU](#)

[After
Service](#)

[Loan
Simulation](#)

お問い合わせはお気軽に



電話にてお問合せ

営業時間/9:00~18:00 定休日/水曜日

Copyright © ARREST ONE CORPORATION. All Rights Reserved.

販売グローバル・ホームディングス
株式会社 アーネストワン

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の

政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。
- 4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。
- 5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。
- 6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。
- 一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）
 - 二 第三項の規定による資料の提出の求め
 - 三 第十五条第一項の規定による通知

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同条第一項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの（以下この項において「金銭以外の支払手段」という。）を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を交付する措置（金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、当該金銭以外の支払手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 実施予定返金措置の内容及び実施期間

二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項

三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。

一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。

三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。

6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。

8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。

9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第

一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあっては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 （略）

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

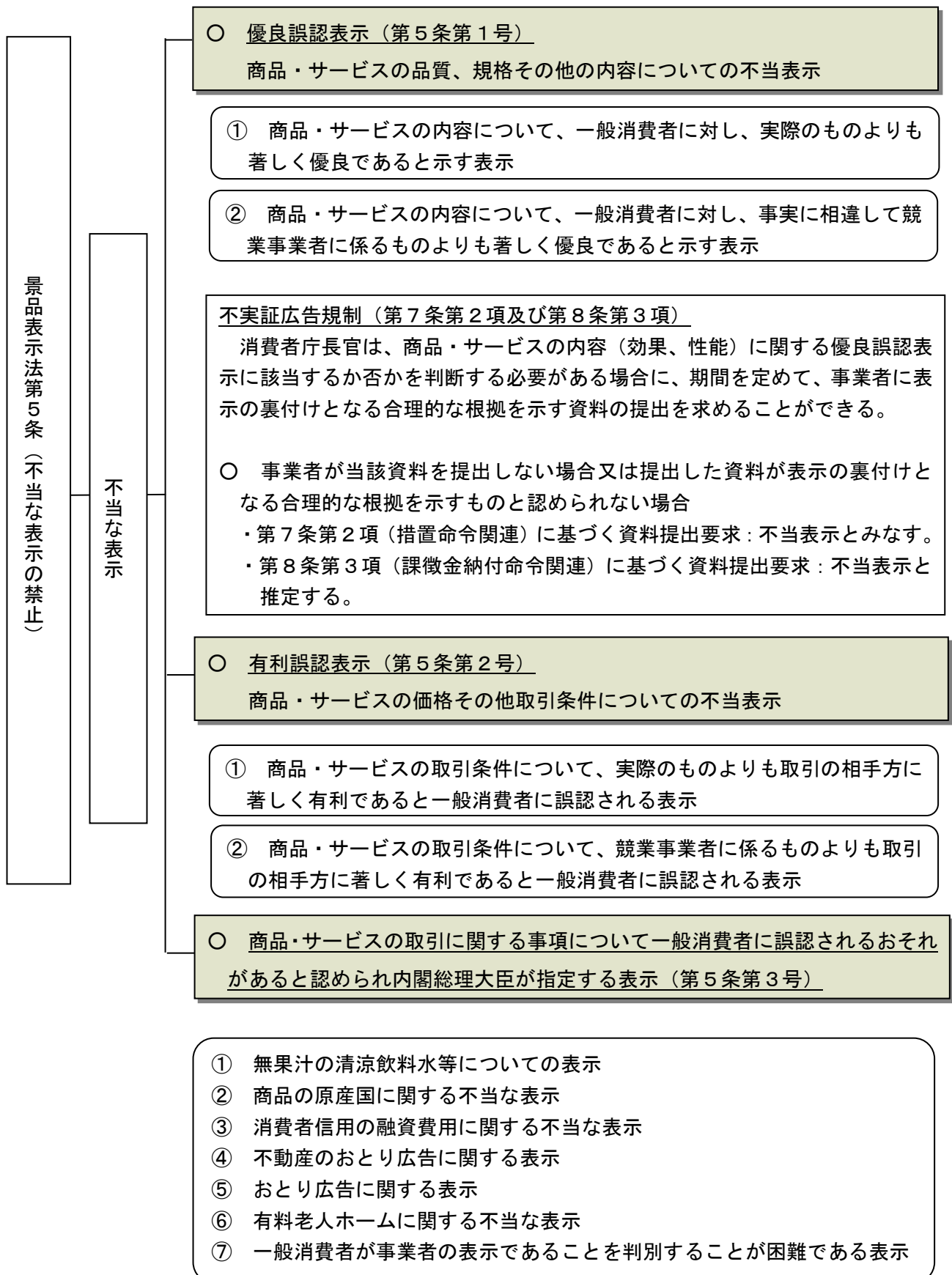
（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二條第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる※。

※基準日（報告の徴収などが行われた日のうち最も早い日）から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた場合は、4.5%を乗じる。

・対象期間：3年間を上限とする。

・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額（第9条）

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間（第12条第7項）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

返金措置の実施による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭（金銭以外の支払手段を含む。）を交付する措置。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3：報告期限までに報告



賦課手続（第13条）

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第987号

令和8年10月28日

住宅情報館株式会社

代表取締役 黒瀬 雄治 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

住宅情報館株式会社（以下「住宅情報館」という。）は、課徴金として金1億6703万円を令和9年5月31日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、住宅情報館は、飯田グループホールディングスと共同して供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件役務である。

イ(ア) 住宅情報館が前記1の課徴金対象行為をした期間は、別表「配布地域」欄記載の各地域について、それぞれ、同表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間であ

る。

- (イ) 本件役務について、住宅情報館が前記 1 の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から 6 月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、別表「配布地域」欄記載の各地域について、それぞれ、同表「最後に取引をした日」欄記載の日である。
- (ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、本件役務について、前記 1 の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、別表「配布地域」欄記載の各地域について、それぞれ、同表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。

ウ 前記イ(ウ)の各課徴金対象期間に取引をした本件役務に係る住宅情報館の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号）第 2 条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、55 億 6790 万 8615 円である。

エ 住宅情報館は、別紙中の 6(1)記載の表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記 1 の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第 8 条第 1 項第 1 号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められない。

- (2) 前記(1)の事実によれば、住宅情報館が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第 8 条第 1 項の規定により、前記(1)ウの本件役務の売上額に 100 分の 3 を乗じて得た額から、景品表示法第 12 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨てて算出した 1 億 6703 万円である。

よって、住宅情報館に対し、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

- 1 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第 2 条、第 4 条及び第 18 条第 1 項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
(注) 行政不服審査法第 18 条第 2 項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- 2 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

配布地域	課徴金対象行為をした期間	最後取引をした日	課徴金対象期間
千葉県 (千葉市、船橋市、 松戸市、佐倉市、習 志野市、柏市、市原 市、流山市及び八千 代市)	令和4年2月18日 から 同年3月26日まで の間	令和4年9月26日	令和4年2月18日 から 同年9月26日まで の間
群馬県 (前橋市及び高崎 市) 埼玉県 (さいたま市、川越 市、春日部市、上尾 市、越谷市、朝霞市、 新座市及び久喜市) 東京都 (清瀬市)	令和4年3月14日 から 同月26日までの間	令和4年9月26日	令和4年3月14日 から 同年9月26日まで の間

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 住宅情報館株式会社（以下「住宅情報館」という。）は、相模原市中央区富士見二丁目8番8号に本店を置き、戸建分譲事業、請負工事事業等を営む事業者である。
- 2 飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）は、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- 3(1) 飯田グループホールディングスは、一建設株式会社（以下「一建設」という。）の株式に係る議決権を全て保有している。
 - (2) 一建設は、住宅情報館の株式に係る議決権を全て保有している。
 - (3) 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、住宅情報館の取締役の一部を兼任している。
 - (4) 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業、請負工事事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。
- 4 住宅情報館は、注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）を、飯田グループホールディングスと共同して、一般消費者に提供している。
- 5 住宅情報館は、飯田グループホールディングスに対して、本件役務に係る、別表「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容の決定を委ねている。
- 6(1) 住宅情報館は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年2月18日から同年3月3日までの間、「土地と間取りが簡単に見つかる家づくり相談会」と題するポスティングチラシ（以下「ポスティングチラシ」という。）において、「飯田グループの注文住宅は3項目で顧客満足度No. 1」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表「配布期間」欄記載の期間に、同表「配布地域」欄記載の地域で配布された同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、住宅情報館を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の3項目（以下「本件3項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、住宅情報館を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(2) 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件 3 項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定 9 事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する 9 の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

別表

配布期間	配布地域	表示媒体	表示内容
令和4年2月18日から同年3月3日までの間	千葉県 (千葉市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市及び八千代市)	ポスティングチラシ	・「飯田グループの注文住宅は3項目で顧客満足度No. 1」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し1の1から別添写し1の6まで)
令和4年3月14日から同月26日までの間	群馬県 (前橋市及び高崎市) 埼玉県 (さいたま市、川越市、春日部市、上尾市、越谷市、朝霞市、新座市及び久喜市) 千葉県 (千葉市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市及び八千代市) 東京都 (清瀬市)	「非公開土地情報から探せるとち探注文住宅」と題するポスティングチラシ	同上 (別添写し2の1から別添写し2の11まで)

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 988 号

令和 8 年 10 月 28 日

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

一建設株式会社（以下「一建設」という。）は、課徴金として金 1 億 2 439 万円を令和 9 年 5 月 31 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、一建設は、飯田グループホールディングスと共同して供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第 5 条第 1 号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第 8 条第 1 項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件役務である。

イ(ア) 一建設が前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、令和 5 年 6 月 7 日から同年 9 月 13 日までの間である。

(イ) 本件役務について、一建設が前記１の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から６月を経過する令和６年３月１３日までの間に最後取引をした日は、同年３月１３日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記１の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和５年６月７日から令和６年３月１３日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件役務に係る一建設の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成２１年政令第２１８号）第２条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、４１億４６３６万９７９６円である。

エ 一建設は、別紙中の６(１)記載の表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記１の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第８条第１項第１号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、一建設が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第８条第１項の規定により、前記(1)ウの本件役務の売上額に１００分の３を乗じて得た額から、景品表示法第１２条第２項の規定により、１万円未満の端数を切り捨てて算出した１億２４３９万円である。

よって、一建設に対し、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

1 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第２条、第４条及び第１８条第１項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第１８条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第１１条第１項及び第１４条第１項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起する

ことができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実、次のとおりである。

- 1 一建設株式会社（以下「一建設」という。）は、東京都練馬区石神井町二丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業、請負工事業等を営む事業者である。
- 2 飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）は、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- 3(1) 飯田グループホールディングスは、一建設の株式に係る議決権を全て保有している。
(2) 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、一建設の代表取締役を兼任している。
(3) 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業、請負工事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。
- 4 一建設は、注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）を、飯田グループホールディングスと共同して、一般消費者に提供している。
- 5 一建設は、本件役務に係る、自社ウェブサイトの表示内容を、飯田グループホールディングスと共同して自ら決定している。
- 6(1) 一建設は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年8月16日から同年9月13日までの間、自社ウェブサイト（別添写し）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠達成!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、一建設を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の3項目（以下「本件3項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、一建設を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
(2) 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に

選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 989 号

令和 8 年 10 月 28 日

株式会社飯田産業

代表取締役 築地 重彦 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社飯田産業（以下「飯田産業」という。）は、課徴金として金 3691 万円を令和 9 年 5 月 31 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、飯田産業は、飯田グループホールディングスと共同して供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第 5 条第 1 号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第 8 条第 1 項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件役務である。

イ(ア) 飯田産業が前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、令和 5 年 6 月 7 日から同年 9 月 15 日までの間である。

(イ) 本件役務について、飯田産業が前記１の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から６月を経過する令和６年３月１５日までの間に最後取引をした日は、同年３月１４日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記１の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和５年６月７日から令和６年３月１４日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件役務に係る飯田産業の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成２１年政令第２１８号）第２条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、１２億３０６４万７１２４円である。

エ 飯田産業は、別紙中の６(１)記載の表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記１の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第８条第１項第１号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(２) 前記(１)の事実によれば、飯田産業が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第８条第１項の規定により、前記(１)ウの本件役務の売上額に１００分の３を乗じて得た額から、景品表示法第１２条第２項の規定により、１万円未満の端数を切り捨てて算出した３６９１万円である。

よって、飯田産業に対し、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

１ 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第２条、第４条及び第１８条第１項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第１８条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

２ 行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第１１条第１項及び第１４条第１項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注１） 行政事件訴訟法第１４条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注２） 行政事件訴訟法第１４条第３項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社飯田産業（以下「飯田産業」という。）は、東京都武蔵野市境二丁目2番2号に本店を置き、戸建分譲事業、請負工事事業等を営む事業者である。
- 2 飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）は、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- 3(1) 飯田グループホールディングスは、飯田産業の株式に係る議決権を全て保有している。
 - (2) 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、飯田産業の代表取締役の一部を兼任している。
 - (3) 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業、請負工事事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。
- 4 飯田産業は、注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）を、飯田グループホールディングスと共同して、一般消費者に提供している。
- 5 飯田産業は、本件役務に係る、自社ウェブサイトの表示内容を、飯田グループホールディングスと共同して自ら決定している。
- 6(1) 飯田産業は、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年6月7日及び同年9月15日に、自社ウェブサイト（別添写し）において、「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成いたしました!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示することにより、あたかも、飯田産業を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の3項目（以下「本件3項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、飯田産業を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
 - (2) 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定9事業者（当該委託を受けた事業

者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。)のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第990号

令和8年10月28日

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）と共同して供給する注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社アーネストワン（以下「アーネストワン」という。）は、課徴金として金1億1283万円を令和9年5月31日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、アーネストワンは、飯田グループホールディングスと共同して供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件役務である。

イ(ア) アーネストワンが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和5年6月7日から同年9月20日までの間である。

(イ) 本件役務について、アーネストワンが前記１の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から６月を経過する令和６年３月２０日までの間に最後に取引をした日は、同年３月１９日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記１の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和５年６月７日から令和６年３月１９日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件役務に係るアーネストワンの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成２１年政令第２１８号）第２条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、３７億６１１４万７１１７円である。

エ アーネストワンは、別紙中の６(１)記載の表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記１の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第８条第１項第１号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められない。

(２) 前記(１)の事実によれば、アーネストワンが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第８条第１項の規定により、前記(１)ウの本件役務の売上額に１００分の３を乗じて得た額から、景品表示法第１２条第２項の規定により、１万円未満の端数を切り捨てて算出した１億１２８３万円である。

よって、アーネストワンに対し、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

１ 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第２条、第４条及び第１８条第１項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第１８条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

２ 行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第１１条第１項及び第１４条第１項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注１） 行政事件訴訟法第１４条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注２） 行政事件訴訟法第１４条第３項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社アーネストワン（以下「アーネストワン」という。）は、東京都西東京市北原町三丁目2番22号に本店を置き、戸建分譲事業、請負工事事業等を営む事業者である。
- 2 飯田グループホールディングス株式会社（以下「飯田グループホールディングス」という。）は、東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号に本店を置き、戸建分譲事業及び請負工事事業並びにこれらに関連する事業を行う事業者の株式等を保有する持株会社である。
- 3(1) 飯田グループホールディングスは、アーネストワンの株式に係る議決権を全て保有している。
(2) 飯田グループホールディングスの取締役の一部は、アーネストワンの代表取締役を兼任している。
(3) 飯田グループホールディングスは、戸建分譲事業、請負工事事業等に必要な資材調達機能を集約し、それら事業のサプライチェーンを構築している。
- 4 アーネストワンは、注文住宅の建築請負に係る役務（以下「本件役務」という。）を、飯田グループホールディングスと共同して、一般消費者に提供している。
- 5 アーネストワンは、本件役務に係る、別表「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を、飯田グループホールディングスと共同して自ら決定している。
- 6(1) アーネストワンは、飯田グループホールディングスと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年6月7日及び同年9月15日に、自社ウェブサイトにおいて、「飯田グループは皆様に支えられて3つのNo. 1を獲得しました。」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」、「信頼の3冠獲得 第1位」及び「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、アーネストワンを含む飯田グループ（飯田グループホールディングス及び飯田グループホールディングスの子会社をいう。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の3項目（以下「本件3項目」という。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、アーネストワンを含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

(2) 実際には、飯田グループホールディングスが委託した事業者による調査は、本件３項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス及び特定９事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する９の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

別表

表示期間	表示媒体	表示内容
令和5年6月7日 及び同年9月15 日	自社ウェブサ イト	・「飯田グループは皆様に支えられて3つのNo. 1を獲得しました。」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 ・「信頼の3冠獲得 第1位」 ・「土地情報が豊富な注文住宅会社 高品質なのにローコストな注文住宅会社 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し1)
令和5年6月7日 及び同年8月9日 から同年9月20 日までの間	アーネストワ ンが運営する ウェブサイト (https://cradlepalette.jp/)	・「飯田グループは皆様に選ばれて3冠を達成致しました」 ・「信頼の3冠獲得 第1位」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 土地情報が豊富な注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 高品質なのにローコストな注文住宅会社」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」 (別添写し2)